

栗東市

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯のみなさまへ

1世帯あたり10万円の重点支援給付金を支給します！(申請期限:令和6年8月30日必着)

物価高騰の負担感が大きい世帯の負担を軽減するため、住民税均等割のみ課税世帯に1世帯あたり10万円を支給します。



くりちゃん

●支給対象の世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で栗東市に住民登録があり、令和5年度住民税均等割のみ課税である世帯(※)

※「令和5年度住民税均等割のみ課税である方で構成される世帯」又は、「令和5年度住民税均等割のみ課税である方及び住民税均等割が非課税の方で構成される世帯」

【以下の人是对象外】

住民税課税の方に扶養されている人、令和5年1月2日以降に海外から転入した人、租税条約により非課税となっている人

●給付金を受け取るためには(受給には手続きが必要です。)

確認書が届き次第、必要事項を記入し、裏面に口座確認書類と本人確認書類のコピーを貼付して返送してください。**返送期限:令和6年8月30日(金)必着**



市が確認書を受理して約3週間後に、確認書に記載の口座に100,000円を振り込みます。(注)場合によっては、振込が遅れることがあります。

裏面につづく

●住民税とは？ 住民税均等割とは？

住民税とは、行政サービスの活動費に充てる目的で栗東市に住む個人に課せられている税金です。市町村民税と都道府県民税があり、一般的にこれらを合わせて「住民税」と呼んでいます。

また、住民税には、前年中の所得から算出される所得割と、前年中の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に均等に負担していただく均等割があります。

今回の給付金は、令和5年度住民税の均等割のみが課税の世帯が対象です。

●口座確認書類や本人確認書類とは？

1. 口座確認書類

→通帳(見開き)またはキャッシュカードのコピー
(ネット銀行や通帳がない口座の場合は画面のコピー可)

2. 本人確認書類

→運転免許証、健康保険証、
マイナンバーカード(顔写真がある面)、介護保険証、パスポート
等のコピー

！ 給付金をかたった詐欺にご注意ください！
市の職員等が直接、通帳やキャッシュカードを預かりに来たり、暗証番号を聞くことはありません。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

栗東市 社会福祉課「重点支援給付金」窓口

TEL:077-551-0285 FAX:077-553-3678

(受付時間 平日 8:30~17:00)

QRコードからアクセスできます ▶

